

とりしんカードローン[総合口座併用型]

2022年4月1日現在

1. 商品名	とりしんカードローン[総合口座併用型]
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">・満20歳以上65歳未満の方・(一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方・当金庫の営業地区内に住所か居所を有する方、または地区内の事業所に勤務されている方・安定継続した収入がある方
3. お使いみち	ご自由(ただし、事業資金は除きます。)
4. ご融資限度額	・10万円・20万円・30万円・40万円・50万円・100万円の6種類
5. ご利用期間	契約日の2年後の応当日が属する月の末日までとします。ただし、再審査により当金庫が適当と認められた方は、更に2年間延長することができます。(ただし、更新予定日時点で満70歳以上の方は、原則更新できません。)
6. ご融資利率	当金庫所定の利率を適用させていただきます。 なお、ご融資利率は金融情勢などに応じ変動します。
7. 利息の計算方法	<ul style="list-style-type: none">・毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算。・毎年3月、9月の第2土曜日を利息決算日とし、利息決算日の翌日にご利用口座から引落とし、または元加(貸越残高に組入れ)します。
8. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none">・契約期間内の任意の日に任意の金額を返済する随時返済型・当金庫ATMで、随時返済できます。
9. 保証人・担保	(一社)しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。
10. 手数料・保証料	<ul style="list-style-type: none">・契約締結時に印紙代をいただきます。・保証料はご融資利率に含まれています。
11. その他	<ul style="list-style-type: none">・保証会社の保証が得られない場合ご希望に添いかねることもございますのであらかじめご了承ください。・ローンの詳しい内容または現在のご融資利率につきましては、当金庫の本支店までお問合せください。
12. 苦情処理措置	・本商品に関する苦情等は、当金庫営業日に、お取引の店舗もしくは本部業務推進部(9時～17時、電話:0120-260-262)までお申し出ください。
13. 紛争解決措置	東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務推進部もしくは全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務推進部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。

鳥取信用金庫

融-01